

SOR 取引・PTS 取引及び Kai-X を通じた取引に関する説明書

(旧：SOR 取引及び PTS 取引説明書)

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>本説明書は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」）を通じて、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「チャイエックス社」といいます。）及び SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。なお、チャイエックス社とジャパンネクスト社を合わせて以下「PTS 等運営会社」といいます。）が運営する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）と、東京証券取引所立会外市場（以下「ToSTNeT」といいます。ただし、チャイエックス社が提供するマッチングシステム（以下「Kai-X」といいます。）から取り次がれた注文に係るものに限ります。）において、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に上場されている有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。なお、本説明書における Kai-X に係る箇所は、Kai-X をご利用になるお客様に向けてご説明するものです。</p> <p>また本説明書では、お客様が SOR システムを利用して上場有価証券の売買を行う（以下「SOR 取引」といいます）にあたり必要な事項の説明もいたします。お客様は、本説明書の内容をよくお読みいただき十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。</p>	<p>本説明書は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」）を通じて、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「チャイエックス社」といいます。）、及び、SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。なお、チャイエックス社とジャパンネクスト社を合わせて以下「PTS 運営会社」といいます。）が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項（下記 1、2、4、5）を説明するものです。</p> <p>また本説明書では、お客様が、SOR (Smart Order Routing) を通じて上場有価証券の売買を行う（以下「SOR 取引」といいます）にあたり必要な事項の説明もいたします（下記 3、6、7）。お客様は、本説明書の内容をよくお読みいただき十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。</p>
<p>1. PTS の概要</p> <p>➤ PTS とは Proprietary Trading System の略称で、内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムのことをいいます。チャイエックス社及びジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、日本証券業協会の定める「上場株券等の</p>	<p>1. 私設取引システムの概要</p> <p>➤ 私設取引システムは、一般に「PTS (Proprietary Trading System)」といわれております。以下「PTS」といいます。の略称で、内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムのことをいいます。チャイエックス社及びジャパ</p>

新	旧
<p>取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ PTSにおいては、各PTSのコンピュータ・システム上でお客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該一致した指値を用いて売買を成立させる「顧客注文対等方式（オークション方式）」での取引になります。</li> <li>➤ <u>PTS等運営会社は取引手法の違いによりそれぞれ複数のPTSを運営していますが、お客様が当社を通じて執行市場をPTSに指定して発注いただけるのはチャイエックス社の「Chi-Alpha」（以下「チャイエックスPTS」といいます。）とジャパンネクスト社の「PTS第1市場（J-Market）」（以下「ジャパンネクストPTS」といいます。）となります。</u></li> <li>➤ チャイエックスPTS、並びにジャパンネクストPTS双方の売買価格の決定方法は、<u>金融商品取引法第2条第8項第10号ホ及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する売買価格の決定方法、すなわち価格優先、時間優先となります。</u></li> </ul>	<p>ンネクスト社が運営するPTSにおける取引は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ PTSにおいては、各PTSのコンピュータ・システム上でお客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該一致した指値を用いて売買を成立させる「顧客注文対等方式（オークション方式）」での取引になります。</li> <li>➤ <u>チャイエックス社、及び、ジャパンネクスト社の双方は取引手法の違いにより複数のPTSを運営していますが、お客様が当社を通じてPTSを指定して発注いただけるのはチャイエックス社の「チャイエックスPTS市場」（以下「チャイエックスPTS」といいます。）とジャパンネクスト社の「PTS第1市場（J-Market）」（以下「ジャパンネクストPTS」といいます。）となります。</u></li> <li>➤ チャイエックスPTS、並びにジャパンネクストPTS双方の売買価格の決定方法は「<u>金融商品取引法第2条第8項第10号ホ及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する売買価格の決定方法、すなわち価格優先、時間優先となります。</u></li> </ul>
<p>2. PTSの市場の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ PTSでは<u>東証の立会時間以外にも取引が可能です。</u></li> <li>➤ PTSでは<u>東証よりも細かい呼値（刻み値）で取引をすることが可能です。</u></li> <li>➤ PTSでは東証と比べて取引参加者が一般的に少なく、流動性が東証と比べて極端に低くなることもあるため、価格変動が大きくなる場合がありますので取引の際は市況状況を確認の上、十分注意してお取引頂くようお願いいたします。</li> </ul>	<p>2. PTSの市場の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ PTSに関しては<u>東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の立会時間以外にも取引が可能です。</u></li> <li>➤ PTSでの<u>お取引の場合、東証よりも細かい呼値（刻み値）で取引をすることが可能となります。</u></li> <li>➤ PTSでは東証と比べて取引参加者が一般的に少なく、流動性が東証と比べて極端に低くなることもあるため、<u>価格変動が大きくなる場合があります</u>ので取引の際は市況状況を確認の上、十分注意してお取引頂くようお願いいたします。</li> </ul>

新	旧
<p>➤ 特に東証の立会時間外では流動性の低い中で、情報開示やニュース等により急激な価格変動が発生する場合があります。</p>	<p>す。</p> <p>➤ 特に東証の立会時間外に<u>関しては</u>流動性の低い中で、情報開示やニュース等により急激な価格変動が発生する場合があります。</p>
<p>3. Kai-X の概要</p> <p>➤ <u>Kai-X は、お客様が当社の定める取引開始基準を満たし、取引ルールに同意されている場合に限り、SOR を介してご利用いただけます。</u></p> <p>➤ <u>Kai-X は、チャイエックス社が提供する媒介業務サービスでのマッチングシステムです。お客様の依頼を受け、Kai-X 参加証券会社である当社は、媒介依頼を Kai-X に出します。Kai-X 内で価格・株数等の条件が合致した場合に、チャイエックス社が ToSTNeT へ取り次ぎ、売買を成立させます。</u></p> <p>➤ <u>Kai-X における約定価格は、Kai-X が ToSTNeT に注文を取り次ぐ時点における直近の東証の①最良売り気配価格、②最良買い気配価格及び③最良売り気配価格と最良買い気配価格の仲値の3種類となります。東証の最良気配価格は都度更新され、したがって上記の①最良売り気配価格、②最良買い気配価格は、お客様が注文を発注される時点での東証の最良気配価格と異なる場合があります。</u></p> <p>➤ <u>Kai-X における呼値は、対象銘柄の売買単位によって異なります。詳細につきましては、当社ウェブページをご参照ください。</u></p> <p>➤ <u>東証が取引の停止を行った場合やチャイエックス社が必要と認めた場合は、取引が停止・制限されることがあります。</u></p> <p>➤ <u>SOR システムによる自動判定によってのみ、お客様の注文は Kai-X へ発注されます。執行市場を Kai-X に指定した注文はできません。</u></p> <p>➤ <u>信用取引に係る注文は、Kai-X には発注されません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4. SOR システムの概要と取引判定プロセス</p> <p>➤ <u>SOR システムの概要</u></p> <p>① <u>SOR とは Smart Order Routing の略称で、</u></p>	<p>3. SOR 取引の概要と取引プロセス</p> <p>➤ <u>概要</u></p> <p>① <u>SOR (Smart Order Routing) 取引とは、一</u></p>

新	旧
<p><u>SOR システムとは、金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格（買い注文であれば安い、売り注文であれば高い価格をいいます。また、この判断にあたっては、執行及び約定のスピードも考慮いたします。）で約定できると判断される市場又はシステムに取り次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。</u></p> <p>② 当社の提供する SOR システムは、東証上場銘柄のうち当社が定める銘柄について、お客様が SOR 有効チェックボックスを選んだ場合において、東証の立会時間内のご注文を執行する際に、東証と同値、又はより有利な価格で約定できると SOR システムが判断するときに、ご注文の全部又は一部を東証だけではなく、PTS や Kai-X へも発注することにより、東証のみに発注する場合よりも有利な約定機会を提供いたします。東証と同値、又はより有利な価格の判定については後述いたします。</p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>④ 当社ではチャイエックス社が提供する SOR システムを利用して東証の立会時間内のみ価格判定を行いません。</p> <p>➤ SOR システムの取引判定プロセス</p> <p>① SOR システムは、SOR 注文の受注時における東証の最良気配（買い注文であれば最良売り気配、売り注文であれば最良買い気配）を取得いたします。</p> <p>② SOR システムは常に東証の時価情報を参照し、その最良気配と比べて不利な約定を制約することにより、PTS において東証の値動きを超える急激な価格変動が起きた場合の発注を抑制しております。また東証よ</p>	<p>一般的に上場有価証券の売買を執行するとき、東証、PTS でそれぞれ約定可能と思われる売買価格と株数等を比較し、お客様により有利な価格（買い注文であれば安い、売り注文であれば高い価格をいいます。また、この判断にあたっては、執行及び約定のスピードも考慮いたします。以下同じ。）で売買を執行する注文方法いいます。</p> <p>② 当社の提供する SOR は、東証上場銘柄のうち当社が定める銘柄について、お客様が SOR 取引チェックボックスを選んだ場合において、東証の立会時間内のご注文を執行する際に、東証と同値、又はより有利な価格で約定できるとチャイエックス社の SOR のシステムが判断するときに、ご注文の全部又は一部を東証だけではなく、PTS へも発注することにより、東証のみで約定する場合よりも有利な約定機会を提供いたします。東証と同値、又はより有利な価格の判定については後述いたします。</p> <p>③ （記載省略）</p> <p>④ 当社ではチャイエックス社が提供する SOR のシステムを利用して東証の立会時間内のみ価格判定を行いません。</p> <p>➤ 当社の利用するチャイエックス社の SOR システム及び取引判定プロセス</p> <p>① <u>チャイエックス社の SOR のシステム（以下「SOR システム」といいます。）</u>は、SOR 注文の受注時に当該受注時における東証の最良気配（買い注文であれば最良売り気配、売り注文であれば最良買い気配）を取得いたします。</p> <p>② SOR システムは常に東証の時価情報を参照し、その最良気配を超えた不利な約定を制約することにより、PTS において東証の値動きを超える急激な価格変動が起きた場合の発注を抑制しております。また東証よ</p>

新	旧
<p>りも有利な価格で約定が可能な機会を提供し、できる限りお客様に経済的なメリットをご享受いただくことを目的として運営されております。</p> <p>③ <u>東証の立会時間内において SOR を有効にした注文は、受注時の東証の最良気配価格を参照し、それと同等かより有利な気配価格が PTS 又は Kai-X にある場合、当該有利な価格を提示したシステムに、お客様の注文株数を上限に当該注文を一括又は分割して発注（1 単位の場合や全数量が 1 つのシステムで約定するような場合は、分割しません）いたします。この際、PTS 又は Kai-X で約定できないと判断される残株数については、当該残株数の注文を東証に発注いたします。PTS 又は Kai-X で東証の最良気配価格より有利又は同値となる約定の可能性がないと SOR システムが判断する場合（売り注文又は買い注文が無い場合）には全数量を東証へ発注いたします。なお、受注時点で PTS、Kai-X、東証それぞれの最良気配価格がいずれも同値である場合においては、執行・約定スピードを考慮し、各システム又は東証に発注します。</u></p> <p>④ （現行どおり）</p> <p>⑤ SOR 取引では PTS 及び Kai-X への分割発注において、受注時の東証の最良気配を超えて不利な約定はいたしません。お客様は約定結果をご確認頂くことで、SOR 分割発注により約定したものとその後東証で約定したものの区別、また SOR 分割発注約定については受注時の東証の最良気配と約定価格を比較していただけるようにしております。</p> <p>⑥ （現行どおり）</p> <p>⑦ 上記⑥にかかわらず、下記の場合には、東証の最良気配よりもよい約定ができるときであっても東証へ全数量を発注いたし</p>	<p>りも有利な価格で約定が可能な機会を提供し、できる限りお客様に経済的なメリットをご享受いただくことを目的として運営されております。</p> <p>③ <u>SOR 注文の受注時に東証の最良気配と同値又はより有利な価格で約定が可能と判断した場合（なお、これらの価格は、お客様の注文株数に対する約定可能な株価と株数をもとに判断します。また、この判断にあたっては、執行及び約定のスピードも考慮いたします。）に、当該有利な価格を提示した PTS（チャイエックス PTS、ジャパンネクスト PTS）、にて、お客様の注文株数を上限に当該注文を一括又は分割して発注（1 単位の場合や全数量が 1 社の PTS で約定するような場合は、分割しません）いたします。この際、PTS で約定できないと判断される残株数については、当該残株数の注文を東証に発注いたします。また PTS で東証の最良気配より有利又は同値となる約定の可能性がないと SOR システムが判断する場合（売り注文又は買い注文が無い場合）には全数量を東証へ発注いたします。</u></p> <p>④ （記載省略）</p> <p>⑤ SOR 取引では各取引システムへの分割発注において、受注時の東証の最良気配を超えて約定はいたしません。お客様は約定結果をご確認頂くことで、SOR 分割発注により約定したものとその後東証で約定したものの区別、また SOR 分割発注約定については受注時の東証の最良気配と約定価格を比較していただけるようにしております。</p> <p>⑥ （記載省略）</p> <p>⑦ 上記⑥にかかわらず、下記の場合には、東証の最良気配よりもよい約定ができるときであっても東証へ全数量を発注いたし</p>

新	旧
<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各PTS及びKai-Xでの約定価格が東証における当日の高値を上回るような買い注文、又は、安値を下回るような売り注文</li> <li>● 東証の現値に比べて当社が定める一定程度以上に不利な注文</li> </ul> <p>⑧ 東証の立会時間外(SOR システム判定時間外)にSOR注文を発注した場合には、注文数量の全部を次の立会開始時に東証に発注いたします。この場合、SOR注文とはなりませんのでご注意ください。</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各PTSでの約定が東証における当日の高値を上回るような買い注文、又は、安値を下回るような売り注文</li> <li>● 東証の現値に比べて当社が定める一定程度以上に不利な注文</li> </ul> <p>⑧ 東証の立会時間外(SOR 判定時間外)にSOR注文を発注した場合には、注文数量の全部を次の立会開始時に東証に発注いたします。この場合、SOR注文とはなりませんのでご注意ください。</p>
<p>5. PTS取引及びKai-Xを通じたToSTNeTでの取引について</p> <p>➤ 取引の方法</p> <p>① お客様は、<u>執行市場をチャイエックスPTS又はジャパンネクストPTSに指定してご注文いただくことが可能です。これらの注文を「PTS直接取引」と呼び、各PTSの取引時間内は指定されたPTSへ取り次ぎます。PTS直接取引では原則として、各々のPTSにおいて当社又は他の取引参加証券会社から発注された注文に対当する注文があったときに約定が成立します。</u></p> <p>② <u>SORを有効にした注文の場合、チャイエックス社のPTS(Chi-Alpha及びChi-Select)、ジャパンネクスト社のPTS(PTS第1市場(J-Market)及びPTS第2市場(X-Market))及びKai-Xの全部又は一部でお取引いただくことが可能です。</u></p> <p>ただし、夜間取引についてはジャパンネクストPTSへのPTS直接取引のみとなります。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4. 当社におけるPTSによる取引について</p> <p>➤ 取引の方法</p> <p>① お客様は、<u>チャイエックスPTS(ただし、チャイエックス・ジャパンPTS市場(Chi-Alpha)市場のみ)、ジャパンネクストPTS(ただし、PTS第1市場(J-Market)のみ)を指定してご注文いただくことで各PTSでお取引いただくことが可能です。</u></p> <p><u>また、SOR取引でも、チャイエックスPTS市場(Chi-Alpha)及びチャイエックス・ジャパンChi-Select市場(Chi-Select)、ジャパンネクストPTS(PTS第1市場(J-Market)及びPTS第2市場(X-Market))の全部又は一部でお取引いただくことが可能です。</u></p> <p>ただし、夜間取引についてはジャパンネクストPTS(PTS第1市場(J-Market)のみ)の取り扱いとなります。</p> <p>② <u>お客様がチャイエックスPTS、ジャパンネクストPTSを指定したご注文(以下「PTS直接取引」といいます。)は各PTSの取引時間内は指定されたPTSへ取り次ぎます。</u></p>

新	旧
<p>③ SOR を有効にした注文の場合、当社の最良執行方針に基づき、前記の SOR 取引判定プロセスにより注文を執行いたします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ なお、原則として、すべての取引に関して、当社又は PTS 等運営会社が取引の相手方となって約定を成立させることはありません（ただし、システム障害時等、投資家保護の観点から必要と認められる例外的な場合はこの限りではありません）。また PTS や ToSTNeT で成立した取引の清算に関しては、東証等の取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構が行います。</p> <p>➤ 取引時間</p> <p>① チャイエックス PTS</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8:20-16:00</li> </ul> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ Kai-X</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>東証立会時間と同じ (9:00-11:30 と 12:30-15:00)</u></li> </ul> <p>④ SOR 取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証立会時間と同じ (9:00-11:30 と 12:30-15:00)</li> </ul> <p>➤ 取引銘柄</p> <p>① PTS 及び Kai-X で取引いただける銘柄は国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とします。</p> <p>② PTS 及び Kai-X は独自の規制を持ち、東証で取引のできる銘柄であっても日中に取引規制がかかることがあります。</p> <p>③ SOR 取引がご利用いただけない銘柄をご注文いただく場合には、SOR 有効の選択チェックボックスが非表示となります。また SOR 取引が可能な銘柄であっても PTS や</p>	<p>③ お客様が SOR を指定した場合には当社の最良執行方針に基づき、前記の SOR 取引判定プロセスにより注文を執行いたします。</p> <p>④ PTS 直接取引では原則として各々の PTS において、当社又は他の取引参加証券会社から発注された注文に対当する注文があった時に約定が成立します。</p> <p>⑤ なお、原則として、すべての取引に関して、当社又は各 PTS 運営会社が取引の相手方となって約定を成立させることはありません（ただし、システム障害時等、投資家保護の観点から必要と認められる例外的な場合はこの限りではありません）。また PTS や <u>東証立会外取引システム (ToSTNeT)</u> で成立した取引の清算に関しては、東証等の取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構が行います。</p> <p>➤ 取引時間</p> <p>① チャイエックス PTS</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 8:00-16:00</li> </ul> <p>② (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ SOR 取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証立会時間と同じ (9:00-11:30 と 12:30-15:00)</li> </ul> <p>➤ 取引銘柄</p> <p>① 各 PTS で取引いただける銘柄は国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とします</p> <p>② 各 PTS は独自の規制を持ち、東証で取引のできる銘柄であっても日中に取引規制がかかることがあります</p> <p>③ SOR 取引がご利用いただけない銘柄をご注文いただく場合には、SOR 指定の選択チェックボックスが非表示となります。また SOR 取引が可能な銘柄であっても各 PTS や</p>

新	旧
<p>ToSTNeTにおいて独自に規制や取扱外の銘柄がある場合には、当該銘柄に関しては取引可能な取引システムにおいて最良と考えられる注文執行をいたします。</p> <p>➤ 当社における注文タイプ</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ SOR を有効にした注文では、指値注文、成行注文、セット注文を受付けます。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 現物取引及び信用取引を受付けます。</p> <p>➤ 約定日と受渡日</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>➤ 注文に関わる規制</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② SOR を有効にした注文では、東証の制限値幅を超える場合には、当該注文を受付けないこととします。</p> <p>③～④ (現行どおり)</p> <p>➤ 売買単位</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>➤ 呼値</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② SOR を有効にした注文では、注文価格は東証の呼値とします。ただし約定価格は各PTS 又は Kai-X における呼値となる可能性が <u>あります</u>。</p> <p>➤ 価格情報の開示</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東証で約定したものは通常の東証約定として、<u>Kai-X を通じて約定したものは ToSTNeT で約定したものとして、PTS で約定したものは前記の方法をもって公表されます。</u></p> <p>➤ 売買取引の停止又は制限</p> <p>① 以下に該当する場合は、当社は PTS <u>及び Kai-X</u> への注文取次を停止するなど売買取</p>	<p><u>東証立会外取引システム (ToSTNeT)</u>において独自に規制や取扱外の銘柄がある場合には当該銘柄に関しては取引可能な取引システムにおいて最良と考えられる執行をいたします。</p> <p>➤ 当社における注文タイプ</p> <p>①～③ (記載省略)</p> <p>④ SOR では指値注文、成行注文、セット注文を受付けます。</p> <p>⑤ (記載省略)</p> <p>⑥ 現物取引の<u>み</u>を受付けます。</p> <p>➤ 約定日と受渡日</p> <p>①～② (記載省略)</p> <p>➤ 注文に関わる規制</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② <u>PTS 直接取引では各 PTS における制限値幅を超える場合には、当該注文を受付けないこととします。</u></p> <p>③～④ (記載省略)</p> <p>➤ 売買単位</p> <p>①～② (記載省略)</p> <p>➤ 呼値</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② SOR では東証の呼値とします。ただし約定価格は各 PTS における呼値となります。</p> <p>➤ 価格情報の開示</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東証で約定したものは通常の東証約定として、PTS で約定したものは前記の方法をもって公表されます。</p> <p>➤ 売買取引の停止又は制限</p> <p>① 以下に該当する場合は、当社は各 PTS への注文取次を停止するなど売買取引を制限</p>

新	旧
<p>引を制限し、また <u>PTS 等運営会社</u> は売買取引を停止制限する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証が売買停止等の措置を行った場合で <u>PTS 及び Kai-X</u> でも売買停止等の措置を行う必要があると <u>PTS 等運営会社</u> (若しくは当社) が判断した場合、日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合、又は東証が立会外取引を停止した場合</li> <li>● 各 <u>PTS</u> 又は <u>Kai-X</u> において稼動に支障が生じた場合において売買取引を継続することが適当でないと当社が判断した場合</li> <li>● 対象銘柄について発行会社又はメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるか又は情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないと <u>PTS 等運営会社</u> 又は東証又は当社が判断した場合</li> <li>● 売買の状況に異常がある、又はその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社又は <u>PTS 等運営会社</u> 又は東証が認める場合</li> <li>● 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し又は不能となったとき</li> <li>● その他取引の公正性の確保のため、当社又は <u>PTS 等運営会社</u> 又は東証が必要と認めた場合</li> </ul> <p>② 前記の他、SOR 取引において下記に該当する場合は、当社は SOR システムを利用した注文を受け付けません。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>し、また各 <u>PTS</u> 及び <u>SOR 取引</u> は売買取引を停止制限する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証が売買停止等の措置を行った場合で各 <u>PTS</u> (若しくは当社) でも売買停止等の措置を行う必要があると各 <u>PTS</u> (若しくは当社) が判断した場合、日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合、又は東証が立会外取引を停止した場合</li> <li>● 各 <u>PTS</u> において稼動に支障が生じた場合において売買取引を継続することが適当でないと当社が判断した場合</li> <li>● 対象銘柄について発行会社又はメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるか又は情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないと各 <u>PTS</u> 又は東証又は当社が判断した場合</li> <li>● 売買の状況に異常がある、又はその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社又は各 <u>PTS</u> 又は東証が認める場合</li> <li>● 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し又は不能となったとき</li> <li>● その他取引の公正性の確保のため、当社又は各 <u>PTS</u> 又は東証が必要と認めた場合</li> </ul> <p>② 前記の他、SOR 取引において下記に該当する場合は、当社は SOR システムを利用した発注は致しません。</p> <p>(記載省略)</p>

新	旧
<p>③ 更に以下に該当する場合は、チャイェックス社は SOR システムの全部又は一部を停止することができるものとします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証の時価情報に障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。</li> <li>● SOR システムにおいてシステム等の障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムを停止する場合があります。</li> <li>● SOR システムに障害が認められた場合は、当社は直ちに自動的に SOR システムへの発注を取りやめます。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムへの発注を取りやめる場合があります。障害又はその虞が解消され当社及びチャイェックス社の双方が再開を決定するまでは、お客様のご注文は <u>SOR システムを介さず</u>に東証へ発注されるようになります。</li> <li>● チャイェックス PTS、ジャパンネクスト PTS のそれぞれに障害がある場合には、当該取引システムへの発注はいたしません。また、障害の虞があると認められる場合にも当該取引システムへの発注をしない場合があります。</li> <li>● 当社が各 PTS への注文取次を停止するなど売買取引を制限し、また各 PTS 及び SOR 取引が売買取引を停止又は制限する場合には当該取引システムへの発注はいたしません。</li> <li>● 東証が売買停止等の措置を行った場合、当該対象銘柄は SOR システムを利用した発注の対象とはなりません。</li> <li>● 対象銘柄について発行会社又はメデ</li> </ul>	<p>③ 更に以下に該当する場合は、チャイェックス社は SOR システムの全部又は一部を停止することができるものとします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東証の時価情報に障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。</li> <li>● SOR システムにおいてシステム等の障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムを停止する場合があります。</li> <li>● SOR システムに障害が認められた場合は、当社は直ちに自動的に SOR システムへの発注を取りやめます。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムへの発注を取りやめる場合があります。障害又はその虞が解消され当社及びチャイェックス社の双方が再開を決定するまでは、お客様のご注文は<u>自動的に</u>東証へ発注されるようになります。</li> <li>● チャイェックス PTS、ジャパンネクスト PTS のそれぞれに障害がある場合には、当該取引システムへの発注はいたしません。また、障害の虞があると認められる場合にも当該取引システムへの発注をしない場合があります。</li> <li>● 当社が各 PTS への注文取次を停止するなど売買取引を制限し、また各 PTS 及び SOR 取引が売買取引を停止又は制限する場合には当該取引システムへの発注はいたしません。</li> <li>● <u>対象銘柄が上場している主たる取引所（東証）</u>が売買停止等の措置を行った場合、当該対象銘柄は SOR システムを利用した発注の対象とはなりません。</li> <li>● 対象銘柄について発行会社又はメデ</li> </ul>

新	旧										
<p>ィア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと <u>PTS 等運営会社</u> 又は東証又は当社が判断した場合には、売買を継続いたしません。</p> <p>④ 注文の取扱</p> <p>売買停止措置が行われた場合、お客様のご注文は次のとおり取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 売買停止措置実施時点で既に <u>PTS</u> 又は <u>Kai-X</u> へ発注済のご注文で約定が成立していない場合は、次のとおり取り扱われます。</li> </ul>	<p>ィア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと <u>各 PTS</u> 又は東証又は当社が判断した場合には、売買を継続いたしません。</p> <p>④ 注文の取扱</p> <p>売買停止措置が行われた場合、お客様のご注文は次のとおり取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 売買停止措置実施時点で既に <u>PTS</u> へ発注済のご注文で約定が成立していない場合は、次のとおり取り扱われます。</li> </ul>										
<table border="1" data-bbox="320 943 786 1570"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 943 493 1037">取引種別</th> <th data-bbox="493 943 786 1037">売買停止措置が行われた場合の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1037 493 1088"><u>SOR 取引</u></td> <td data-bbox="493 1037 786 1088">・注文は失効します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1088 493 1570"><u>PTS 直接取引</u></td> <td data-bbox="493 1088 786 1570"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定された場合、注文は失効します。</li> <li>・ <u>チャイエックス PTS</u> を指定された場合、注文は失効せず、売買再開後も有効な注文として存続します。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	取引種別	売買停止措置が行われた場合の取扱い	<u>SOR 取引</u>	・注文は失効します。	<u>PTS 直接取引</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定された場合、注文は失効します。</li> <li>・ <u>チャイエックス PTS</u> を指定された場合、注文は失効せず、売買再開後も有効な注文として存続します。</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="995 943 1461 1662"> <tbody> <tr> <td data-bbox="995 943 1168 1234"><u>ジャパンネクスト PTS</u></td> <td data-bbox="1168 943 1461 1234"><u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定して発注された注文、<u>SOR</u> を指定して発注された注文問わず失効します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 1234 1168 1662"><u>チャイエックス PTS</u></td> <td data-bbox="1168 1234 1461 1662"><u>チャイエックス PTS</u> を指定して発注された注文は失効せず、<u>売買再開後も有効な注文として存続します。</u>ただし、<u>SOR システム</u>を利用して発注された注文は失効します。</td> </tr> </tbody> </table>	<u>ジャパンネクスト PTS</u>	<u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定して発注された注文、 <u>SOR</u> を指定して発注された注文問わず失効します。	<u>チャイエックス PTS</u>	<u>チャイエックス PTS</u> を指定して発注された注文は失効せず、 <u>売買再開後も有効な注文として存続します。</u> ただし、 <u>SOR システム</u> を利用して発注された注文は失効します。
取引種別	売買停止措置が行われた場合の取扱い										
<u>SOR 取引</u>	・注文は失効します。										
<u>PTS 直接取引</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定された場合、注文は失効します。</li> <li>・ <u>チャイエックス PTS</u> を指定された場合、注文は失効せず、売買再開後も有効な注文として存続します。</li> </ul>										
<u>ジャパンネクスト PTS</u>	<u>ジャパンネクスト PTS</u> を指定して発注された注文、 <u>SOR</u> を指定して発注された注文問わず失効します。										
<u>チャイエックス PTS</u>	<u>チャイエックス PTS</u> を指定して発注された注文は失効せず、 <u>売買再開後も有効な注文として存続します。</u> ただし、 <u>SOR システム</u> を利用して発注された注文は失効します。										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売買停止措置実施時点で、既に <u>PTS</u> 又は <u>Kai-X</u> へ発注済のご注文で約定が成立している場合は、原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売買停止措置実施時点で、既に <u>PTS</u> へ発注済のご注文で約定が成立している場合は、原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。</li> </ul>										

新	旧
<p>➤ 基準値段</p> <p>① PTS <u>直接取引</u>における日中取引の基準値段は主市場となる東証の前日の終値を元に計算されます。</p> <p>② PTS <u>直接取引</u>における夜間取引の基準値段は東証の当日の終値を元に計算されます。</p> <p>③ <u>SOR 取引については東証と同じ基準値段が適用されます。</u></p> <p>➤ 手数料</p> <p>PTS <u>直接取引</u>、SOR 取引においては通常の株券等取引と同様の手数料を頂きます。一日の取引高をもとに決定される手数料コースをお選び頂いている場合には、夜間取引については翌営業日の日中取引と合算の上計算されます（同一受渡日による合算）。</p>	<p>➤ 基準値段</p> <p>① <u>各 PTS</u> における日中取引の基準値段は主市場となる東証の前日の終値を元に計算されます。<u>SOR 取引については東証と同じ基準値段が適用されます。</u></p> <p>② <u>ジャパンネクスト PTS</u> における夜間取引の基準値段は東証の当日の終値を元に計算されます。 <u>（新設）</u></p> <p>➤ 手数料</p> <p>PTS 取引、SOR 取引においては通常の株券等取引と同様の手数料を頂きます。一日の取引高をもとに決定される手数料コースをお選び頂いている場合には、夜間取引については翌営業日の日中取引と合算の上計算されます（同一受渡日による合算）。</p>
<p>6. PTS 取引のリスク （現行どおり）</p>	<p>5. PTS のリスク （記載省略）</p>
<p>7. SOR 取引のリスク</p> <p>➤ <u>SOR を有効にした注文の場合、PTS、ToSTNeT 及び東証で約定される可能性があります。</u> PTS 又は Kai-X に発注した場合の約定価格は、受注時の東証の最良気配価格と同等かより有利な価格に限られるため、価格変動は抑えられています。</p> <p>➤ <u>SOR を有効にした注文の場合、最良執行方針に基づき、より良い執行のための分割発注を行います。</u>が、発注のタイミングによっては必ずしも最も有利な価格で約定しない場合もあります。</p> <p>➤ <u>SOR を有効にした注文の場合、新規注文の場合のみ分割発注を行いません。</u>すでに発注済みの注文の訂正注文の際に改めて SOR システムにより PTS 及び Kai-X へ分割発注を行うことはありません。</p>	<p>6. SOR のリスク</p> <p>➤ <u>SOR ではお客様のご注文が各 PTS 及び東証で約定される可能性があります。</u> 価格変動に関しては PTS での約定価格は受注時の東証の最良気配と同等かより有利な価格に限られます。</p> <p>➤ <u>SOR では最良執行方針に基づき、より良い執行のための分割発注を行います。</u>が、発注のタイミングによっては必ずしも最も有利な価格で約定しない場合もあります。</p> <p>➤ <u>SOR サービスは新規注文の場合のみ分割発注を行いません。</u>すでに発注済みの注文の訂正注文の際に改めて SOR サービスにより PTS へ分割発注を行うことはありません。</p>
<p>8. 当社の最良執行義務 （現行どおり）</p>	<p>7. 当社の最良執行義務 （記載省略）</p>
<p>9. その他ご留意事項</p>	<p>8. その他ご留意事項</p>

新	旧
<p>➤ 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「Q&amp;A」画面において詳細をご説明させていただいている事項もありますので、お取引にあたっては当該「Q&amp;A」画面もご確認くださいませようお願いいたします。</p> <p>➤ PTS 等運営会社は、内閣総理大臣の認可を受けてPTSの運営を行っており、業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められております。したがって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はチャイェックス社又はジャパンネクスト社の要請に応じてかかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。</p>	<p>➤ 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「Q&amp;A」画面において詳細をご説明させていただいている事項もありますので、お取引にあたっては当該「Q&amp;A」画面もご確認くださいませようお願いいたします。</p> <p>➤ PTS 運営会社は、内閣総理大臣の認可を受けてPTSの運営を行っており、業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められております。したがって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はチャイェックス社又はジャパンネクスト社の要請に応じてかかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。</p>
<p><u>10. 本説明書の変更について</u></p> <p>本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の命令等、その他必要が生じたときには変更する場合があります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p><u>9. 本説明書の変更について</u></p> <p>本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の命令等、その他必要が生じたときには変更する場合があります。<u>変更の内容が、お客様の既存の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を書面、電子メール又は当社ウェブサイト「お知らせ」画面等のいずれかの方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。なお、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト「お知らせ」画面への掲示のみとさせていただきます。</u></p>
(2020年1月)	(2019年7月)

以上